

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

645号
2018

とちぎ技能五輪・アビリンピック2017 滋賀県選手が入賞しました！

平成29年11月に栃木県にて第55回技能五輪全国大会（24日～27日）および第37回全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック：17日～19日）が開催されました。

滋賀県を代表して出場された全26名の選手のみなさんは、日頃培われた技能・技術を存分に発揮され、3名の選手が見事入賞されました。

技能五輪とは？

青年技能者の技能レベル日本一を競う大会で、将来の日本を支える技能者育成や「ものづくり」の大切さを知ってもらうことを目的に開催されています。

【銀賞】時計修理職種 ^{美のの} 的野 ^{祥歩} 選手（近江時計眼鏡宝飾専門学校）
【銅賞】造園職種 ^{宇都宮} 盟 選手（株式会社近江庭園）

アビリンピックとは？

障害のある方が就職して自立するという考え方を広めるとともに、雇い主や社会全体に理解してもらうことを目的に開催されています。

【銅賞】木工種目 ^{山口} 輝帆 選手（滋賀県立長浜北星高等養護学校）



WORKしが

登録無料！

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

登録方法

- ① <https://www.workshiga.com>にアクセス
- ② トップページ右上の「企業の皆様へ」をクリックし、登録の流れや利用規約等をご確認の上、必要事項を入力し申請してください。



★登録企業の皆様へ★

平成31年3月大学等卒業予定者等向けに、最新の情報に更新をお願いいたします。

ID/パスワードを紛失された場合は申請書の提出により、再通知いたしますので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係
TEL:077-528-3759 Email: fe0008@pref.shiga.lg.jp

目次

- P2 労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました
平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です！
- P3 大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結しました
働き方改革の好事例を紹介しします
- P4 第16回滋賀県障害者技能競技大会優秀者を表彰
- P5 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内
企業の皆さまからの求人をお待ちしています！
- P6 障害者の法定雇用率が引き上げになります
障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の時期となりました！
- P7 勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集しています！
人権啓発用DVD・ビデオの貸出について
- P8 しごとも体験学校への登録企業・団体を募集しています！
子どもの笑顔はぐくみプロジェクトスポンサー募集！
- P9 企業研修で活用できるDVD・ビデオ教材を貸出しています！
「出前講座」に登録しませんか？
- P10 労働相談Q&A「育児休業・長時間労働について」
- P11 労働委員会だより「無料出前講座のご案内」
- P12 がんとか就労 職場の人が「がん」になったら
シルバー人材センター 会員募集中！

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました～

「職業安定法の改正」のご案内

(施行日：2018年(平成30年)1月1日)

求職者等が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者等に新たな明示が義務付けられました。

職業紹介・募集時の
労働条件明示
(当初の明示)
(職業安定法第5条の3第1項の義務)

従前通り

労働契約締結時の
労働条件明示
(労働条件通知書)
(労働基準法第15条第1項の義務)

<明示が必要な事項>
業務内容、契約期間、試用期間、
就業場所、就業時間・休憩時間・
休日・時間外労働、賃金、
社会保険・労働保険の適用、
募集者の氏名又は名称 等
<明示の方法>
原則、書面の交付

以下の①～④の場合、契約締結の前に
新たな明示を義務付け
(職業安定法第5条の3第3項の義務)

NEW

①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例)当初:基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例)当初:基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例)当初:基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月

④「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例)当初:基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

【お問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL:077-526-8609

平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした 求人公開日は4月1日です!

※求人公開日が昨年度の6月1日から4月1日になりました。

※これに伴い、求人の受理が昨年度の3月1日から2月1日に変更されました。

大学、短期大学と高等専門学校の前年度(平成30年度(平成31年3月)卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等)を対象とする求人の取扱いは、下記のとおりです。

大卒等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広 報 活 動	卒業・終了年度に入る直前の3月1日以降
採 用 選 考 活 動	卒業・終了年度の6月1日以降

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。
なお、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

【お問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL:077-526-8609

関西学院大学、同志社大学と滋賀県が 就職支援に関する協定を締結しました。

滋賀県と大学が、相互に連携および協力に努め、大学生等に対し滋賀県内の企業等への就職活動の支援をすることにより、大学生等のU・Iターン就職を促進し、若者の滋賀県内での定着を図ります。

【連携事項】

- (1) 学生に対する滋賀県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 滋賀県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- (4) 学生の地元就職に係る情報交換および実績把握に関すること。
- (5) 滋賀県内の企業等における学生のインターンシップ受け入れの支援に関すること。
- (6) その他学生のU・Iターン就職等の促進に関すること。

【締結式の様子】

平成29年12月22日
関西学院大学との協定締結式



(左から1人目) 関西学院大学 村田学長、
(左から3人目) 滋賀県知事 三日月大造

平成30年1月17日
同志社大学との協定締結式



(左2人目から) 同志社大学 松岡学長、
滋賀県知事 三日月大造

「働き方改革」に取り組みましょう！～働き方改革の好事例を紹介します～

労働生産性の向上や優秀な人材の確保等のためには、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進などの「働き方改革」の推進に取り組むことが重要です。ここでは、「働き方」「休み方」の見直しに取り組む県内企業の事例を紹介します。

【事例1】社会福祉施設（労働者数95人）

●取組の内容

- ・管理職が率先して定時退社を実施。
→ 一般職も定時で帰りやすい雰囲気。
- ・年次有給休暇の時間単位付与制度を導入。
- ・毎月の面談を通じ、職員の希望や提案を吸い上げ、業務改善に活用。コミュニケーションを密にした。



●取組の効果

- ・所定外労働の削減
平成18年：月平均20時間
→平成28年：月平均4時間21分
- ・年次有給休暇取得率
平成18年：43% → 平成28年：70.5%

【事例2】製造業（労働者数231人）

●取組の内容

- ・毎週1回の全社一斉ノー残業デーを徹底
→ 平成29年8月までの9か月間、全ての月で定時退社率100%を達成！
- ・年次有給休暇の計画的付与制度を導入。
- ・健康アクション宣言（協会けんぽ）
職場環境の整備に取り組むことを宣言した。



●取組の効果

- ・所定外労働が月平均10時間前後で推移
平成25年：月平均9.1時間
→ 平成28年：月平均11.9時間
- ・年次有給休暇取得率
平成25年：66.9% → 平成28年：70.6%

【働き方・休み方改善コンサルタントを活用しませんか？】 利用は無料です！

労働時間制度等に関する相談への対応や、個別事業場へ訪問し、「働き方」「休み方」の見直しに向けた具体的な取組手法について提案を行っています。お気軽にご利用ください！

【お問い合わせ・お申し込み先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL 077-523-1190

第16回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2017) 優秀者を表彰

昨年11月3日と12月3日に行われました「第16回滋賀県障害者技能競技大会」((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部、滋賀県共催)の表彰式が1月15日滋賀県公館にて執り行われ、各競技種目の成績優秀者に五十嵐支部長より金、銀、銅の各賞、また、初の金賞受賞者で優秀な成績をおさめた4名に三日月知事より知事賞が授与されました。

この大会は、障害者が日頃培った技能を競い合い、職業能力の向上を図るとともに、障害者に対する企業や社会一般の人々の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として毎年開催されているもので、本年度は、電子機器組立や縫製など13種目104名が熱戦を繰り広げました。

なお、本大会の結果により今年の11月に沖縄県で開催される「第38回全国アビリンピック」へ出場する選手が選考されます。



1月15日 表彰式 (滋賀県公館)

●各賞の受賞者 (◎は、今回知事表彰を受けられた方)

(敬称略)

競技種目	金 賞	銀 賞	銅 賞
電子機器組立	—	長谷川 享史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株) 小山 せなみ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	鈴木 久史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)
ワード・プロセッサ	安井 謙治 (株)滋賀富士通ソフトウェア	三添 貴之 (特非)アイ・コラボレーション	浅居 慎平 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良 中西 信樹 (特非)アイ・コラボレーション
ホームページ	—	江川 拓馬 (特非)アイ・コラボレーション	—
データベース	—	新谷 善彦 古河AS(株)	—
表計算	富田 眞吾 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	—	—
製品パッキング	阪口 龍二 (株)クレール	小嶋 美菜代 カルビー・イートーク(株)	日置 未来 カルビー・イートーク(株)
パソコンデータ入力	金山 徹 (◎) (株)ジェラン	小久保 恵理 草津市役所	前田 伊吹樹 (株)クレール
喫茶サービス	—	山本 ゆき 滋賀県立甲南高等養護学校 原 圭二 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	保科 美咲 (学)関西福祉学園 働き教育センター大津
オフィスアシスタント	辰野 多佳子 (◎) (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	植田 きより (株)クレール 竹田 琴音 (株)クレール	辰野 安侑子 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良
縫製	竹中 悠真 (◎) 滋賀県立長浜北星高等養護学校	廣 はるか 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—
木工	與那原 大海 (◎) 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—	河原田 大和 滋賀県立長浜北星高等養護学校 小倉 尚也 滋賀県立長浜北星高等養護学校
ビルクリーニング	—	田中 裕 (学)関西福祉学園 働き教育センター大津 竹谷 大河 (学)関西福祉学園 働き教育センター大津	西川 和輝 (株)クレール
オフィスアシスタント 初級	—	—	奥村 有理 (株)ダイフク 奥村 理果 (株)ダイフク

*知事賞は、過去に同大会で知事賞を受けたことのない方を対象に授与されます。

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械製図、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（低圧電気取扱いの基礎知識、第一種電気工事士試験準備、電気管理による省エネルギー技術など）
- 建築系（JW-CAD、測量、木造住宅の耐震診断、住宅の省エネルギー性能評価、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、プログラブルコントローラ制御、PLC制御、空気圧・油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部が開催するコース

- 機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工の理論と実際、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP「2018年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2018年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

企業の皆さまからの求人をお待ちしています！

＜即戦力となる人材、次代のものでづくりをリードする技能者を育成しています＞

滋賀県立高等技術専門校

滋賀県立高等技術専門校では、新規学卒者や離転職者、障害者等を対象として、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を実施しています。

訓練は、実技に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に実施することにより、企業や地域ニーズに応える確かな技能を身に付けるための実践的な内容となっています。

企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

＜米原校舎＞

訓練科名	訓練期間
生産システム制御科 ※1	2年
生産システム設備科	1年
木造建築科	1年
金属加工技術科	1年
機械実践技術科	6ヶ月
溶接実践技術科	6ヶ月
電気設備技術科 ※3	6ヶ月
電気エネルギー設備科 ※3	6ヶ月
電気機械技術科	6ヶ月
住宅リフォーム科	6ヶ月

＜草津校舎＞

訓練科名	訓練期間
自動車整備科 ※1	2年
コンピュータ制御科 ※1	1年
服飾デザイン科	1年
溶接技術科	1年
機械加工技術科	1年
塗装技術科	1年
総合実務科 ※2	1年

※1 高等学校等を卒業以上の方を対象とした訓練科です。

※2 総合実務科には、販売実務コース、OA事務コースがあり知的障害者を対象とした訓練科です。

※3 電気設備技術科は、平成30年7月より電気エネルギー設備科に変わります。

【お問い合わせ先】

滋賀県立高等技術専門校

米原校舎（テクノカレッジ米原） ☎521-0091 米原市岩脇411-1 TEL 0749-52-5300
 草津校舎（テクノカレッジ草津） ☎525-0041 草津市青地町1093 TEL 077-564-3297
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/>



平成30年(2018年)4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成30年(2018年)4月1日から次のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% →	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% →	<u>2.4%</u>

- ・ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。
- ・ 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方
※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



雇用率算定方法

〔対象者〕 **0.5 → 1**
1人につき

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL : 077-526-8686

滋賀県では、県内事業所等の障害者雇用への関心を高めることを目的に、障害者雇用の基本的な制度・相談窓口や具体的な雇用事例を掲載したリーフレットを作成しています。ご希望の場合は下記あてご連絡ください。(数に限りがあります。)

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL : 077-528-3758

～事業主の皆様へ～

障害者雇用納付金制度に基づく 申告・申請の時期となりました！！

申告申請の概要は以下の通りです。

対象となる事業主	常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主 (短時間雇用者は1人を0.5人としてカウントします。)
対象となる期間及び内容	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の常用雇用労働者数及び障害者の雇用状況等
申告・申請の締め切り	平成30年5月15日(火) ~~~~~ ※報奨金の締め切りは平成30年7月31日(火) ※電子申告申請も可能です。(詳しくは滋賀支部まで)

申告申請書は、ホームページ (<http://jeed.or.jp>) よりダウンロード願います。

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 大津市光が丘町3-13 TEL : 077-537-1214 E-mail : shiga-kosyo@jeed.or.jp

社員の福利厚生を充実しませんか

勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集しています！

滋賀県勤労者互助会連合会

県内にある10地域の勤労者互助会・サービスセンターでは、勤労者の福利厚生を充実を図るため、各種事業を展開しています。地域の事業主と勤労者が共同加入する団体ですので、個々の企業では実施が難しいサービスの提供を受けることができます。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

主な事業内容

- ・ 保険金支払事業／共済金給付事業 お祝い金・弔慰金、病気・災害等の見舞金など
- ・ 貸付事業 生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資
- ・ 福利厚生事業 文化体育活動／健康促進事業／各種チケット取扱／各種イベント（講演会・観劇会・ウォーキング大会・趣味と健康維持のための各種講座の実施）など

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧ください。ただか、お電話でお問い合わせください。

名 称	電話番号	対象地域
(一財) 大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
(一社) 草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
(一財) 守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市・野洲市
湖北地域勤労者互助会	0749-50-7327	長浜市・米原市
(一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市・竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市・日野町
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
甲賀広域勤労者互助会	0748-63-1809	甲賀市・湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市

人権啓発用DVD・ビデオの貸出について

滋賀県商工政策課では、人権・同和問題の学習教材としてDVD・ビデオの貸出を行っていますので、人権学習にご活用ください。

次のDVDをはじめ各種備えています。

タイトル	概 要
フェアな会社で働きたい ・2015年作品 ・DVD／字幕入 25分	企業がさまざまなステークホルダーの人権を尊重することは、現代の企業にとって必須のことであり、またそのための社員教育も重要になっています。しかし、社員が人権について具体的に自分のこととしてとらえることは、難しいことでもあります。このDVDでは、人事部の新入社員の体験をドラマにして、企業における人権のありかたと公正な採用選考について学ぶことのできる教材です。
なぜ企業に人権啓発が必要なのか ・2014年作品 ・DVD／字幕入 22分	人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成し、あらためて考えていただくための素材としてご活用いただける教材です。
セクハラ・パワハラ処方箋 最新4プログラム ・2015年作品 ・DVD／字幕入 計4本	プログラム1 「セクハラ・パワハラは人権問題です。」 ハラスメントの現状について プログラム2 「ご存知ですか？刑法・民法＜均等法＞ セクハラ・パワハラの範囲は刑法・民法よりも広い。様々なケースを具体的に明示し、共に考えていく プログラム3 「理性と感情、どちらで動きますか？」では、セクハラ・パワハラ問題に対して、どう対処するのか？ プログラム4 「最新対処法アンガーマネジメント」 お互いの許容範囲を広げていくことで無駄な摩擦を事前に防止する。では、その方法とは？

【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部商工政策課 TEL 077-528-3713



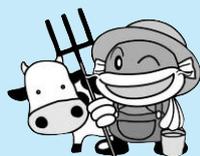
登録企業・団体を募集しています！

県では、「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、多くの大人が関わりながら地域社会全体で青少年の体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進しています。この「しがこども体験学校」の基本理念に沿った体験活動を行っていただける企業・団体の方々を募集しています。



登録に関しては、県内全域を対象として参加者を募集する事業を実施される主催者で、専ら営利を目的とした事業を行うことが目的でないことが条件です。

7月上旬に、県ホームページ「しがこども体験学校」に実施事業の詳細を掲載します。また、掲載内容の周知のため、6月下旬に県内小学生を対象に事業一覧パンフレット（事業名・実施場所・実施日時・対象者を記載予定）を配布する予定です。



登録される場合は、県ホームページ「しがこども体験学校」に掲載の申請書に必要事項を記入し、遵守事項に同意の上、県子ども・青少年局まで、郵送、fax、メールで申し込んでください。県ホームページへの事業掲載を希望される場合は、5月1日(火)までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

TEL : 077-528-3550 FAX : 077-528-4854

E-mail em00@pref.shiga.lg.jp

滋賀の子どもをみんなで抱きしめよう！
子どもの笑顔はぐくみプロジェクト
子どもを真ん中においた地域づくり
スポンサー募集！！

「淡海子ども食堂」などの子どもの居場所が、もっともっと身近な地域に広がっていくよう、食材・消耗品・場所の提供、寄付、遊びや勉強のボランティア参加などで応援して下さる「“子どもの笑顔”のスポンサー」を募集しています。

企業や団体、個人の方など、いろいろな方に、それぞれにできる形で「“子どもの笑顔”のスポンサー」として「淡海子ども食堂」を応援していただきたいと思っています。

サポートメニューの種類

- ◎モノでサポート
- ◎スペース提供でサポート
- ◎お金でサポート
- ◎商品（寄附付き商品）でサポート
- ◎体験の提供でサポート
- ◎いっしょに遊ぼうボランティア
- ◎ちょっと勉強サポートボランティア
- ◎食育サポートボランティア

【お問い合わせ先】

子どもの笑顔はぐくみプロジェクト事務局（滋賀県社会福祉協議会内）

TEL 077-567-3924（9時00分～17時00分 土日祝を除く）

FAX 077-567-5160

HP <https://shiga-hug.jp/>

企業研修で活用できる DVD・ビデオ教材を貸出しています！

貸出無料

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

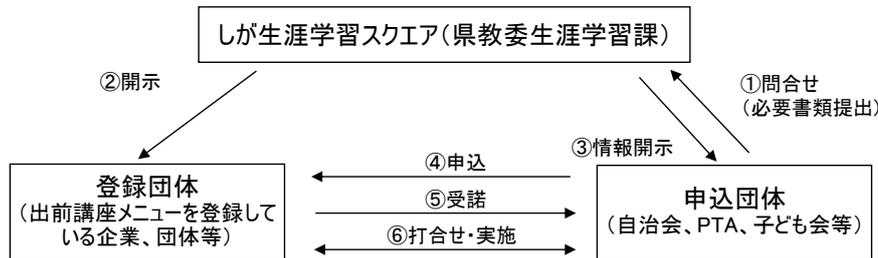


◆視聴覚教材の貸出◆

<http://www.nionet.jp/nionet/audio.php>
 【ビデオ・DVDで学びたい】のページでは、家庭教育、人権教育、成人教育、交通安全・防災防犯など、「しが生涯学習スクエア」で保有している約2,150本の視聴覚教材の検索と貸出予約をいただけます。貸出は無料です。
 〈視聴覚教材の種類〉DVD、VHSなど
 〈貸出本数〉1回3本以内
 〈貸出期間〉原則1週間以内
 ※貸出は、県内の方に限ります。
 「しが生涯学習スクエア」で貸出・返却できます。
 郵送での貸出も可能です。送料は有料です。

「出前講座」に登録しませんか？

企業や団体に出前講座メニューを登録いただき、県内の自治会や公民館、PTA等からの要請に基づき、登録いただいた講座を提供していただく取り組みです。
 平成30年1月1日現在、111の講座をご登録いただいています。



講座の内容は、環境・科学から健康、地域づくりなど多岐にわたっています。企業・団体のみなさまがお持ちの技能・ノウハウを、出前講座として生涯学習社会の推進に生かしませんか？

【お問い合わせ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL 077-528-4652 FAX 077-528-4962 E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp

住まいのことなら何でもご相談ください

広告

滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
 おかげ様で50周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発・販売
2. 建物のプランから建築
3. 不動産の仲介
4. リフォーム&サポート

<p>分譲情報</p> <p>レインボータウン 単棟造分 太極びいばい 人気のかがやき通りすぐ Rainbow Town Citise 全8区画</p>	<p>ヴィータ・フェリーチェ 大津園山〜有みの街〜 JR石山駅徒歩10分 全149区画のビッグタウン Vita Felice 大津園山 43区画</p>	<p>レインボータウン 貴生川〜ひまわりの街〜 JR貴生川駅徒歩6分 元気な子育て応援タウン レインボータウン 貴生川 全161区画</p>
--	--	--

滋賀県知事(13)631号

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL. **077-524-2800**

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/>

『育児休業・長時間労働について』

平成29年10月1日に施行された改正育児・介護休業法により、保育園等に入れないなど一定の場合には育児休業期間を最長2歳まで延長できるようになりました。また、働き方改革の議論が進んでいますが、現行の時間外労働の規制等について再度確認し、新たな制度等への対応準備を進めておくのも大切です。今回は「育児休業」と「長時間労働の規制」について質問にお答えします。

質問 平成28年10月に出産し、子どもが1歳6か月になるまでの間、育児休業を延長して取得しているのですが、希望している保育園は、現在定員を超えているため、子が1歳6か月の段階では入園できないとの通知を受けました。これ以上育児休業を取得することはできないのでしょうか。

回答 改正育児・介護休業法により、子が1歳6か月になった時点で、育児休業の対象となる子どもを保育園等に預けることが出来ないなどの理由がある場合は、子が最長2歳になるまで育児休業の延長が可能になりました。また、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。
育児休業を延長する必要がある場合には、延長開始の2週間前までに、会社へ育児休業の延長の申出を行ってください。申出に当たっては、市町から発行される保育所の入所不承諾の通知書等の提出を求められることがありますのでご注意ください。

質問 当社では採用活動に力を入れているものの、人手不足のため、社員の時間外労働が増えています。繁忙期には36協定の限度時間を超えてしまうことも考えられますが、どのような対応をすればよいのでしょうか。

回答 法定労働時間（原則 週40時間 1日8時間）を超えて労働が必要な場合は、時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結し、労働基準監督署への届出が必要です。36協定は大臣告示で定める限度時間の範囲内で定める必要がありますが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情（注1）が予想される場合に、「特別条項付き協定」を結べば（注2）、限度時間を超えて時間外労働を行うことも可能になります。

なお、特別条項付きの36協定を締結し届け出されていても、この協定の範囲を超えた時間外労働が行われていた場合は、労働基準法違反となることに加え、特別条項の運用（①特別延長時間を適用する場合の手続き、②適用回数、③特別延長時間の超過の有無など）は適切かについても確認する必要があります。このほか、長時間労働になることでの健康障害や過労死等のリスク増加も見逃せません。時間外労働・休日労働時間が月45時間を超えると、健康障害のリスクは高まるとの医学的知見もあるところです。

長時間労働とならないように人員補強などで体制を整えると同時に、長時間労働になっている方に対しては、医師による面接指導等の実施や、専門のスタッフによる面談等により、当該労働者の健康状態を把握され、問題が認められる場合には、速やかに対処することをお勧めします。

また、労働時間、休息期間、休日等の分野では法改正も検討されていますので、今後の動向にも注意が必要です。

あわせて、まずは時間外労働を削減するため、滋賀労働局等が行っているキャリアアップ助成金などの労働関係助成金を活用して、労働生産性を向上させることを検討されてはいかがでしょうか。また今後の採用活動に向けた取組として、①安全衛生優良企業の認定（労働安全衛生に関して積極的な取組を行っているとの認定）、②ユースエール認定（若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良との認定）、③くるみん認定・プラチナくるみん認定（子育てサポート企業との認定）などを取得して、安心して働くことができる企業であることをアピールされてはいかがでしょうか。

（注1）「特別の事情」とは「業務繁忙」など恒常的な事情ではなく、「機械のトラブル、大規模なクレームへの対応」など臨時的なもの（全体として1年の半分を超えないもの）に限られます。

（注2）特別条項には、原則としての延長時間、限度時間を超過して時間外労働を行わないといけなく理由、回数、超過する時間（できるだけ短くするよう努める）、割増賃金の率（法定割増賃金率を超えるよう努める）を明記します。

滋賀県労働相談所 —労働に関する疑問・トラブルはありませんか—

電話番号 077-511-1402

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）
月曜日～金曜日（祝日）17時～20時
土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談による相談は事前連絡が必要です）

労働委員会
だより

無料出前講座を実施しています。 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

◇労働委員会の「出前講座」とは

滋賀県労働委員会では、労働紛争の未然防止等を目的として、「出前講座」を実施しています。

経済団体や労働組合等が主催する会議や研修会等の場に、労働委員会事務局の職員が出向いて、労働問題の基礎知識や労働組合法などの基本的な事項について説明を行います。費用は無料です。

これまでも県内各種協会や業界団体、高等学校等で出前講座を実施しています。



◇「出前講座」の内容は

使用者または労働者からの相談内容に則したのものや、今後増加が予想される労働問題、制度改正について等、ご希望をお伺いしたうえで具体的な内容を決定します。また、高等学校等では、アルバイトや就職の際に必要なワークルールの基礎知識等についての説明を行っています。

なお、ご要望に応じて、15分～60分程度の時間設定が可能です。詳細は、滋賀県労働委員会事務局までお問い合わせください。

【出前講座 テーマ例】

- ・ 解雇制度と解雇権濫用法理
- ・ 地域合同労働組合と団体交渉応諾義務
- ・ 無期転換ルール
- ・ ハラスメント対策
- ・ 相談等の事例
- ・ 紛争解決の方法（相談機関等） など

＜あっせん事例紹介コーナー＞

— 年次有給休暇の集中取得を理由とする解雇 —

Xさんは、Y社の正社員としてZ事業所に5年以上勤務していましたが、会社の公休日とされる日以外はほとんど休んだことがありませんでした。ところが、Xさんの配偶者が病気で入院することになったため、Xさんは年次有給休暇を集中的に取得しました。その結果、「職場が忙しい時期に自分の都合だけで休んだ」として、上司から即時解雇を言い渡されました。

Xさんは、会社への復職は希望しませんが、不当な解雇であるとして、逸失利益や慰謝料等の支払いを求めて、労働委員会へあっせんで申請しました。

あっせんの場で、Y社側はXさんの勤務態度が良好でなく、経営方針にも合わないこと、Z事業所が赤字続きのため閉鎖も検討しているこ

と、また、限られた人員で運営しているため、労基法に基づく日数の年次有給休暇を希望どおり付与することは不可能であることなどを主張しました。

あっせん員からは、仮に従業員の勤務態度に問題があるからといって、適切な指導等を行うことなく解雇することは、解雇予告手当を支払ったとしても解雇権の濫用にあたる可能性が高いこと、また、法律に基づく年次有給休暇を付与することは事業者として当然の義務であることなどについてY社側に理解を求めました。その結果、Y社側も紛争の早期かつ円満な解決を希望したため、一定の解決金の支払いを含むあっせん案をあっせん員から両者に示したところ双方が合意し、解決に至りました。

★ 出前講座、労働相談、あっせん等についてのお問い合わせ、お申し込み先

滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）
TEL 077-528-4473 FAX 077-528-4972 E-mail le00@pref.shiga.lg.jp

がんと就労 職場の人が「がん」になったら

2人に1人は生涯のうちに「がん」にかかるといわれています。そのうち3分の1は就労可能な年齢での発病です。がんは、かつての「不治の病」から「長くつきあう慢性病」に変化しつつあります。労働者が、「がんにかかる」ことや、「闘病し、職場復帰する」のは身近なことになりました。職場では、労働者が体調に応じて働きつづけられるようご配慮をお願いします。

滋賀県のがん情報は「がん情報しが」で **検索**

「働く人のがん」に取り組む県内企業の取組事例などを掲載しています。

■外部の相談窓口をご利用ください

滋賀産業保健総合支援センターの専門の促進員が労働者、経営者、人事労務担当者からの相談に対応します。利用は無料です。

【詳細は】滋賀産業保健総合支援センターで **検索**

【お問い合わせ先】

滋賀産業保健総合支援センター TEL:077-510-0770

■主治医と情報交換しましょう

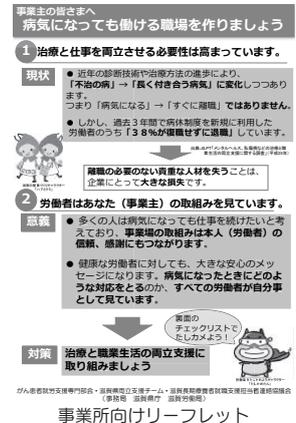
会社と主治医間で、職場での業務内容の調整やどのような配慮をしたら良いかなどの情報交換のために「会社と主治医間の情報連絡シート」をご活用ください。

(※労働者に医療機関にて文書料の負担がかかることがあります。)

【入手方法】「会社と主治医間の情報連絡シート」で **検索**

【お問い合わせ先】

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL:077-528-3655
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL:077-528-3758



シルバー人材センター 会員募集中!!

～あなたの知識・経験をシルバー人材センターで有効活用し、生きがいのある人生を～



◆3月末退職予定の皆さん

シルバー会員になって
地域デビューしませんか。

健康で働く意欲と能力がある60歳以上の高齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同される方であれば、誰でも会員として参加できます。

◆シルバー人材センターの活動等については当連合会又は あなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階
TEL: 077-525-4128 FAX: 077-527-9490
HP: <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp